



2014.6.13
コチ コンサルティング

中国では法定福利として住宅積立金政策があります。個人と企業の同率負担（一部開発区等で特殊措置あり）ですが、積立金は従業員個人の所得の一部と言え、昨今の住宅市場の複雑な動きの影響もあり、従業員の関心の高い福利政策です。上海では6月3日に「2014年住宅積立金基数調整と基数上限・下限に関する通知」が出され、2014年度の住宅積立金基数更新作業が始まっています。全国の多くの地域で7月から基数が更新されます（一部地域では1月）。本号では、住宅積立金についてご報告します。

内容 【人事・労務情報】

■住宅積立金（住房公積金）

①制度概要

②実務

③2014年 上海市住宅積立金基数更新の実務

【コラム】<“相親” ～昨今のお見合い事情～>

人事・労務情報

■住宅積立（住房公積金）

①制度概要

納付額：法定積立と補充積立の2段階に設定。

法定部分は企業・個人負担ともに従業員個人の前年度平均賃金(社会保険基数と同一)の5%以上。都市ごとに5%以上で設定可能。

基数の更新：年1回前年度（1～12月）の個人前年度平均賃金に更新。

移転措置：勤務地の変更や移動による積立金の措置は、一時金として取り崩すことが可能な地域が大半。域外への積立金の転出、域外からの転入は地域ごとに様々な政策があります。

将来の住宅購入予定地域次第では、現在の積立金からの借入が不可能な場合もあります。

借入条件：各地様々な政策がありますが、大半の都市で一定期間の連続納付履歴が条件とされています。（上海、蘇州、無錫、南京、昆山等：6ヶ月。北京：1年（非北京戸籍は別途条件）等）

NAVI（住宅積立金の積立地）

住宅積立金は各地の管理センターが管理しており、一般的には住宅積立金口座開設地域以外の住宅購入修理等のローンには利用できません。口座自体の移動は可能です。非経営性の事業所（支社、営業所等）では住宅積立金口座が開設できず、事業所勤務者の住宅積立金口座開設には留意する必要があります。

NAVI（就労先移転等による納付漏れ）

借入条件とされている連続納付が途切れた場合の措置も地域ごとに設定されています。一旦継続納付が途切れた場合は、新たに継続納付履歴が借入条件に達するまで借入不可となる場合が多く、積立が途切れた期間には借入が不可能とされています。

（上海：借入手続き再申後、補充納付部分を連続納付とみなすことを認める）

② 実務

住宅積立金上限、下限

上限額：基本的に社会保険基数上限（地域の平均賃金×300%）を基数×納付比率（個人負担%+企業負担%）で設定されます。

個人事業主（個人工商戸）とその従業員、自由職業者の上限は別途設定されます。

下限額：社会保険基数の下限（地域の平均賃金×60%）を基数とせず、各地の最低賃金を基数とします。ただし、最低賃金はネット（手取り、税引き後）金額で表示される地域が多く、調整された額が下限額とされています。

上海市住宅積立金	上限	下限	個人事業主等上限
2014年	2,116元/月	226元/月	3,626元/月
2013年	1,970元/月	204元/月	3,378元/月
2012年	1,820元/月	180元/月	3,118元/月

住宅積立納付比率軽減措置、住宅積立納付緩和措置

経営状況が厳しく、住宅積立納付が困難な企業に対して、申請による住宅積立納付比率軽減措置、住宅積立納付緩和措置が設定されています。

課税

法定積立金は地域ごとに個人納付率、企業納付率とも5%以上で設定が可能ですが、補充住宅積立を含め、総計24%（個人、企業とも12%）以上は課税対象となります。

加入・申請

従業員の雇用から30日以内に手続き要。新設法人、合併、撤退等の場合は登記完了から30日以内に登記要。

罰金（上海例）

法人設立2年以内に住宅積立口座未開設の場合：1万元、2～5年：1～3万元、5年以上：3～5万元
100口座以下の口座未開設の場合：1万元、100～500口座：1～3万元、500口座以上：3～5万元

③ 2014年 住宅積立金基数（上海市）

基数計算

- ・2013年度の従業員総報酬の1/12（上海市統計局平均賃金計算方法に従う）
- ・確定後1ヶ月以内に従業員に告知すること
- ・2014年1月1日以降入社の新入社員は、1か月分の満額の賃金報酬または、入社からの実質平均月次賃金とする。

納付比率

- ・従来同様、個人、企業とも7%
- ・補充住宅積立も従来同様1～8%の範囲内で企業ごとに決定すること。
- ・経営状況が厳しく、住宅積立納付が困難な企業は軽減納付率の適用、納付緩和措置の申請が可能。

③納付額計算

基数×個人納付%（7%+補充積立%）+基数×企業納付%（7%+補充積立%）

納付額上限、下限

納付額上限：一般企業従業員 2,116元（=上海市平均賃金×300%×14%）

個人工商戸とその従業員、自由職業者 3,626元

納付額下限：226元（個人113元、企業113元）

【住宅積立金7月更新による雇用コストの変動】

月次賃金（グロス）20,000元の場合

対象期間	月次報酬総額 (グロス)	社会保険 基数	個人負担			手取給与 (ネット)	企業負担		雇用 コスト
			社会保険	住宅積立	所得税		社会保険	住宅積立	
2014年3月 分給与	20,000	14,076	1,478.0	985	2,504.25	15,032.75	4,926.6	985	25,911.9
2014年4月 分給与		15,108	1,586.3	985	2,477.18	14,951.52	5,287.8	985	26,272.8
2014年7月分 給与		15,108	1,586.3	1,058	2,459.0	14,896.77	5,287.8	1,058	26,345.8

最低賃金の場合

対象期間	社会保険種別	月次報酬総額 (グロス)	社会保険 基数	個人負担			手取給与 (ネット)	企業負担		雇用 コスト
				社会保険	住宅積立	所得税		社会保険	住宅積立	
2014年3月 分給与	都市従業員社会保険	2,060	2,815	295.6	144	0	1,620	985.3	144	3,189
	新三険	1,969	2,346	211.1	138	0	1,620	668.6	138	2,500
2014年4月 分給与	都市従業員社会保険	2,281	3,022	317.3	144	0	1,820	1057.6	144	3,483
	新三険	2,207	2,770	249.3	138	0	1,820	789.4	138	3,134
2014年7月 分給与	都市従業員社会保険	2,298	3,022	317.3	161	0	1,820	1057.6	161	3,517
	新三険	2,225	2,770	249.3	156	0	1,820	789.4	156	3,171

NAVI 2014年の賃金改定でグロス賃金を20,000元と改訂した場合、改定時には手取り賃金は15,032.5元であったのが、社会保険基数の改訂、住宅積立金基数の改訂により、7月分給与からは135.4元手取りが目減りするということになります。住宅積立金は個人住宅積立口座に振り込まれるものですが、従業員としては手取り賃金が目減りするという感触を持つようです。これが契約賃金額を手取り（ネット）から額面（グロス）へ変更する際の従業員の抵抗の根拠です。

コラム

＜“相親” ～昨今のお見合い事情～＞

中国語でお見合いを“相親”と言います。先日上海で開催された“万人相親会”には、10,000人を超える独身男女が参加しました。40歳以下の独身男女は無料で参加できるこの会、親が参加するためには50元の入場料が必要になるのですが追加料金を払ってでもわが子のために良縁をと参加した親も2,000人を超えたと報道されています。

多くの企業が独身従業員を募って参加、宝山製鉄、航空会社、金融会社の社員の人気が高く、東方航空では、このお見合い会で結婚に成功したカップルには成功賞（航空券のプレゼント）を設け、話題になったとのこと。

一人っ子政策の推進を続ける中国では、男性満25歳、女性満23歳以上の結婚が晩婚として奨励され、結婚休暇や出産に優遇措置が設けられていますが、企業ぐるみで結婚支援に動かなくてはならないほど、晩婚化が進んでいるようです。

国営企業では社内結婚を“好水不外流”（好い水は外に流さない）と言い、社内結婚のカップルが多くみられますが、中国法人の規模が大きくはない日系企業から、社内結婚の措置に関するご相談を受けることがあります。良い人材は困り込みたいが、小さな組織に夫婦が一緒というのも難しい…法律に規定がない事ほど判断、対応が難しいものです。